

処 分 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第15条第2項第2号
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第1項（処分移送通知） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令第1条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）
処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照
問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185
備 考：

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）第13条、第14条第1項、第15条第2項第1号又は第2号の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者が行った法令違反行為又は事業の停止命令処分対象行為に対し、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示処分又は事業の停止命令処分を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示処分 法第13条又は第15条第2項第1号の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者に対し、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることをいう。
- (2) 事業の停止命令処分 法第14条第1項又は第15条第2項第2号の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者に対し、インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (3) 法令違反行為 インターネット異性紹介事業に関して行われた法若しくは法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (4) 事業の停止命令処分対象行為 インターネット異性紹介事業に関して行われた法第8条第2号に規定する罪（法第31条の罪及び同条の罪に係る法第35条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪でインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）第1条に規定するものに当たる行為をいう。
- (5) 事業停止期間 事業の停止命令処分においてインターネット異性紹介事業者が事業

を停止しなければならないこととする期間をいう。

(事業の停止命令処分対象行為の分類)

第3条 事業の停止命令処分対象行為は、別表に定めるとおり、A、B、C、D、E、F及びNに分類するものとする。

第2章 指示処分

(指示処分を行うべき場合)

第4条 インターネット異性紹介事業者が、法第33条に規定する罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項に規定する罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令第1条に規定する罪に当たる行為を行ったと認めるときは、指示処分を行うものとする。ただし、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な指示処分を行うことができないと認められるときは、この限りでない。

2 インターネット異性紹介事業者が、法に違反する行為（法第6条第1号から第4号までの規定に違反する行為を除く。）を行ったと認める場合であって、当該行為に対する指導又は警告に従わず、当該行為により生じた違法状態が残存しているとき、当該行為が偶然的なものではなく、繰り返されるおそれがあるとき、その他児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、指示処分を行うものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、インターネット異性紹介事業者が法令違反行為を行ったと認める場合であって、児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、指示処分を行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、当該インターネット異性紹介事業者に対し、法第14条第2項の規定によりインターネット異性紹介事業の廃止を命ずるときは、指示処分を行わないものとする。

(事業の停止命令処分との関係)

第5条 インターネット異性紹介事業者が行った法令違反行為について、当該インターネット異性紹介事業者に対し、インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずる場合であっても、当該法令違反行為について指示処分を併せて行うことは妨げない。

第3章 事業の停止命令処分

(事業の停止命令処分を行うべき場合)

第6条 インターネット異性紹介事業者がA、B、C、D又はEに分類される事業の停止命令処分対象行為を行ったと認めるときは、事業の停止命令処分を行うものとする。ただし、当該事業の停止命令処分対象行為により生じた児童の健全な育成に及ぼす障害が極めて軽微であると認められるときは、この限りではない。

2 インターネット異性紹介事業者がF又はNに分類される事業の停止命令処分対象行為を行ったと認める場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の停止命令処分を行うものとする。

- (1) インターネット異性紹介事業者が当該事業の停止命令処分対象行為と同種又は類似の事業の停止命令処分対象行為を繰り返し行っているとき。
- (2) インターネット異性紹介事業者が当該事業の停止命令処分対象行為を行った日前5年以内に当該インターネット異性紹介事業者が事業の停止命令処分を受けたことがあるとき。
- (3) インターネット異性紹介事業者が当該事業の停止命令処分対象行為を行った日前3年以内に当該インターネット異性紹介事業者が指示処分を受けたことがあるとき。
- (4) インターネット異性紹介事業者が当該事業の停止命令処分対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該事業の停止命令処分対象行為に対する指導又は警告に従わず、当該事業の停止命令処分対象行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他インターネット異性紹介事業者が引き続きインターネット異性紹介事業を行った場合に児童の健全な育成に著しく障害を及ぼすと認められるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、当該インターネット異性紹介事業者に対し、法第14条第2項の規定によりインターネット異性紹介事業の廃止を命ずるときは、事業の停止命令処分を行わないものとする。

(基準期間等)

第7条 事業停止期間に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ単に「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる事業の停止命令処分対象行為の分類に

応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期及び長期は、6月とする。
- (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。
- (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。
- (7) N 基準期間、短期及び長期は、6月とする。

(観念的競合)

第8条 インターネット異性紹介事業者が行った1個の行為が2個以上の事業の停止命令処分対象行為に該当するものである場合は、前条の規定にかかわらず、各事業の停止命令処分対象行為について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(事業の停止命令処分の併合)

第9条 事業の停止命令処分対象行為に該当する行為が2個以上行われた場合において1個の事業の停止命令処分を行うときは、第7条の規定にかかわらず、各事業の停止命令処分対象行為について同条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの(その最も長いものが1月である場合にあっては、30日)にその2分の1の期間を加算した期間(その期間に1日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。)を基準期間とし、各事業の停止命令処分対象行為について同条の規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各事業の停止命令処分対象行為について同条の規定により定められた長期のうち最も長いもの(その最も長いものが1月である場合にあっては、30日)にその2分の1の期間を加算した期間(その期間に1日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。)を長期とする。ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各事業の停止命令処分対象行為について同条の規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び6月を超えることはできない。

(常習違反加重)

第10条 インターネット異性紹介事業者が事業の停止命令処分を受けた日から5年以内に

当該インターネット異性紹介事業者が事業の停止命令処分対象行為でA、B、C、D、E又はNに分類されるものを行った場合において事業の停止命令処分を行うときは、第7条の規定にかかわらず、当該事業の停止命令処分対象行為について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、6月を超えることはできない。

(事業停止期間の決定)

第11条 事業停止期間は、第7条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第7条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を事業停止期間とすることができる。

- (1) 事業の停止命令処分対象行為により生じた児童の健全な育成に及ぼす障害が軽微であること。
- (2) インターネット異性紹介事業者が暴行又は脅迫を受けて事業の停止命令処分対象行為を行ったこと。
- (3) インターネット異性紹介事業者が事業の停止命令処分の対象とする事業の停止命令処分対象行為と同種若しくは類似の事業の停止命令処分対象行為が将来において行われることを防止するための措置又は事業の停止命令処分の対象とする事業の停止命令処分対象行為により生じた違法状態若しくは児童の健全な育成に及ぼす障害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとり、かつ、改しゅんの情が著しいこと。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第7条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を事業停止期間とすることができる。

- (1) 事業の停止命令処分対象行為の態様が極めて悪質であること。
- (2) 事業の停止命令処分対象行為により児童の健全な育成に障害を及ぼす重大な結果が生じたこと。
- (3) インターネット異性紹介事業者が事業の停止命令処分対象行為を行った日前5年以内に同種又は類似の事業の停止命令処分対象行為を理由として、事業の停止命令処分又は指示処分を受けたことがあること。

(4) インターネット異性紹介事業者が事業の停止命令処分対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

(5) インターネット異性紹介事業者に改しゅんの情が見られないこと。

別表（第3条関係）

事業停止命令対象行為	分類
(1) 法第32条第1号に規定する罪又は当該罪に係る法第35条に規定する罪に当たる行為（事業開始届出義務違反）	N
(2) 法第32条第2号に規定する罪又は当該罪に係る法第35条に規定する罪に当たる行為（名義貸し）	N
(3) 法第32条第3号に規定する罪又は当該罪に係る法第35条に規定する罪に当たる行為（指示に違反する行為）	B
(4) 法第33条に規定する罪に当たる行為（禁止誘引行為）	B
(5) 法第34条第1号に規定する罪又は当該罪に係る法第35条に規定する罪に当たる行為（開始届出書等虚偽記載）	F
(6) 法第34条第2号に規定する罪又は当該罪に係る法第35条に規定する罪に当たる行為（変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載）	F
(7) 法第34条第3号に規定する罪又は当該罪に係る法第35条に規定する罪に当たる行為（報告・資料の提出義務違反）	D
(8) 未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）第5条又は第6条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(9) 刑法（明治40年法律第45号）第136条又は第137条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(10) 刑法第174条に規定する罪又は同法第175条第1項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）に当たる行為	E
(11) 刑法第176条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第177条に規定する罪（児童である女子を姦淫 ^{かん} する行為に係るものに限る。）、同法第178条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児	C

童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。)、同法第178条の2に規定する罪(児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。)、同法第179条に規定する罪(児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。)又は同法第182条に規定する罪(児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。)に当たる行為	
(12) 刑法第181条に規定する罪(児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。)に当たる行為	B
(13) 刑法第186条第2項に規定する罪(賭博場を開帳する行為に係るものに限る。)に当たる行為	C
(14) 刑法第187条第1項又は第2項に規定する罪に当たる行為	D
(15) 刑法第187条第3項に規定する罪(児童と授受する行為に係るものに限る。) に当たる行為	F
(16) 刑法第224条から第226条まで(第225条の2を除く。)に規定する罪(児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。)、同法第226条の2に規定する罪(児童を売買する行為に係るものに限る。)、同法第226条の3に規定する罪(児童を移送する行為に係るものに限る。)、同法第227条第1項から第3項までに規定する罪(児童を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させる行為に係るものに限る。)、同条第4項に規定する罪(略取され、又は誘拐された児童を收受する行為に係るものに限る。)又はこれらの罪(同法第227条第4項後段に規定する罪を除く。)に係る同法第228条に規定する罪に当たる行為	C
(17) 刑法第225条の2に規定する罪(児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。) 又は当該罪(同法第225条の2第1項に係る部分に限る。)に係る同法第228条に規定する罪に当たる行為	B
(18) 未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)第3条第1項又は第4条に規定する罪(児童に販売し、又は供与する行為に係るものに限る。)に当たる行為	F

為	
(19) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条に規定する罪（児童に労働を強制する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第121条に規定する罪に当たる行為	C
(20) 労働基準法第118条第1項（同法第56条に係る部分に限る。）若しくは第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第121条に規定する罪に当たる行為	D
(21) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第1号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体的自由を不当に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者供給に係るものに限る。）若しくは同条第2号に規定する罪（児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者供給に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第67条に規定する罪に当たる行為	C
(22) 児童福祉法第60条第1項に規定する罪又は当該罪に係る同法第62条の3に規定する罪に当たる行為	A
(23) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3、第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）に規定する罪又は当該罪に係る同法第62条の3に規定する罪に当たる行為	C
(24) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第50条第1項第4号（同法第22条第1項第6号に係る部分を除く。）、第5号（同法第28条第12項第5号に係る部分を除く。）、第6号、第8号（同法第31条の13第2項第6号に係る部分を除く。）若しくは第9号に規定する罪、同法第50条第1項第4号（同法第22条第1項第6号に係る部分に限る。）、第5号（同法第28条第12項第5号に係る部分に限る。）若しくは第8号（同法第31条の13第2項第6号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第56条に規定する罪に当たる	D

行為	
(25) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第24条の2に規定する罪(児童から譲り受け、又は児童に譲り渡す行為に係るものに限る。)、同法第24条の3に規定する罪(大麻から製造された医薬品を児童に対して施用し、又は施用のため交付する行為に係るものに限る。)に規定する罪又はこれらの罪(同法第24条の2第1項及び第24条の3第1項に規定する罪を除く。)に係る同法第27条に規定する罪に当たる行為	C
(26) 大麻取締法第24条の7に規定する罪(児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。)、同法第25条第1項第1号に規定する罪又は同号に規定する罪に係る同法第27条に規定する罪に当たる行為	D
(27) 競馬法(昭和23年法律第158号)第30条第3号に規定する罪(児童に勝馬投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。)又は同法第31条第1号に規定する罪に当たる行為	C
(28) 競馬法第34条に規定する罪(児童による同法第28条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。)に当たる行為	F
(29) 自転車競技法(昭和23年法律第209号)第56条第2号に規定する罪(児童に勝者投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。)、同法第57条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第69条に規定する罪に当たる行為	C
(30) 自転車競技法第59条に規定する罪(児童による同法第9条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。)又は当該罪に係る同法第69条に規定する罪に当たる行為	F
(31) 小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)第61条第2号に規定する罪(児童に勝車投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。)、同法第62条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	C
(32) 小型自動車競走法第64条に規定する罪(児童による同法第13条の規定	F

に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。)又は当該罪に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	
(33) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第24条の2第1号に規定する罪(児童に販売し、又は授与する行為に係るものに限る。)又は当該罪に係る同法第26条に規定する罪に当たる行為	D
(34) モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第65条第2号に規定する罪(児童に勝舟投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。)、同法第66条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第71条に規定する罪に当たる行為	C
(35) モーターボート競走法第69条に規定する罪(児童による同法第12条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。)又は当該罪に係る同法第71条に規定する罪に当たる行為	F
(36) 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第41条の2に規定する罪(児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。)、同法第41条の3(同法第19条に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に対して使用する行為に係るものに限る。)、同法第41条の3(同法第20条第2項又は第3項に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に対して施用し、又は施用のため交付する行為に係るものに限る。)、同法第41条の4(同法第30条の9に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。)、同法第41条の4(同法第30条の11に係る部分に限る。)に規定する罪(児童に対して使用する行為に係るものに限る。)、同法第41条の5第1項第3号に規定する罪、同法第41条の11若しくは第41条の13に規定する罪(児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。)に当たる行為又はこれらの罪(同法第41条の2第1項、第41条の3第1項、第41条の4第1項、第41条の11及び第41条の13に規定する罪を除く。)に係る同法第44条に規定する罪に当たる行為	C

(37) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第64条の2に規定する罪（児童に譲り渡し、児童から譲り受け、又は児童に交付する行為に係るものに限る。）、同法第64条の3に規定する罪（児童に対して施用する行為に係るものに限る。）、同法第66条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し、又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第66条の4に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第68条の2に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第69条第5号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第6号に規定する罪又はこれらの罪（同法第64条の2第1項、第64条の3第1項、第66条第1項、第66条の2第1項、第66条の4第1項及び第68条の2に規定する罪を除く。）に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	C
(38) 麻薬及び向精神薬取締法第69条の5に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第70条第17号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第18号に規定する罪又はこれらの罪（同法第69条の5に規定する罪を除く。）に係る同法第74条に規定する罪に当たる行為	D
(39) あへん法（昭和29年法律第71号）第52条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第54条の3に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第52条第1項及び第54条の3に規定する罪を除く。）に係る同法第61条に規定する罪に当たる行為	C
(40) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第5条に規定する罪、同法第6条第1項に規定する罪（児童をその相手方とする売春の周旋をする行為に係るものに限る。）、同条第2項第1号に規定する罪（児童を売春の相手方となるように勧誘する行為に係るものに限る。）又は同項第2号若しくは第3号に規定する罪に当	D

たる行為	
(41) 売春防止法第7条、第10条若しくは第12条に規定する罪（児童に売春をさせる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第7条に規定する罪を除く。）に係る同法第14条に規定する罪に当たる行為	C
(42) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第58条に規定する罪（児童である労働者を対象とする労働者派遣に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第62条に規定する罪に当たる行為	C
(43) スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第32条又は第33条第2号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第36条に規定する罪に当たる行為	C
(44) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第35条に規定する罪（児童による同法第9条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第36条に規定する罪に当たる行為	F
(45) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる行為	A
(46) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第3条第1項（第6号に係る部分に限る。）に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(47) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条（第1項第10号に係る部分に限る。）に当たる行為	B
(48) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	D
(49) 次に掲げる行為又はこれらに類する行為であつて、当該行為が行われた場所を管轄する都道府県の条例の規定により罪とされているものに当たる行為	E

ア	児童と淫行をすること。	
イ	児童に対しわいせつな行為をすること。	
ウ	児童に淫行又はわいせつな行為の方法を教えること。	
エ	児童に淫行又はわいせつな行為を見せること。	